

平成 26 年度 第 3 回 成田市保健福祉審議会議事録

日時：平成 27 年 1 月 27 日（火） 13：30～16：00

場所：成田市役所 議会棟 3 階 執行部控室

参加：審議会委員 10 名（欠席 5 名）、事務局

議題：(1) 総合保健福祉計画（素案）について

(2) 第 4 期障がい福祉計画（素案）について

(3) 第 6 期介護保険事業計画（素案）について

(4) 成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

(5) 成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について（諮問）

議事

開会

事務局：定刻となりましたので、ただ今から、平成 26 年度第 3 回成田市保健福祉審議会を開催いたします。まず初めに、事務局を代表して福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

福祉部長：皆様、こんにちは。それでは、平成 26 年度第 3 回保健福祉審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。現在実施中である総合保健福祉計画、第 4 期障がい福祉計画、第 6 期介護保険事業計画の 3 計画につきましては、現在パブリック・コメント中でございます。また、子ども・子育て支援事業計画、歯と口腔の健康づくり計画についての諮問をさせていただきたいと思っております。後ほど、担当よりご説明をさせていただきますけれども、成田市がさらに住み良い市となるよう、今後の保健福祉のあり方、また施策、事業について、ご専門の立場から、ご意見、ご指導等くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、会長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。会長、よろしくお願ひします。

会長：皆様、こんにちは。新しい年を迎えまして、今年もまたよろしくお願ひいたします。国会のほうも、昨日から開会でしょうか。いろいろ新聞を見ますと、成長戦略とか集団の安全保障とか、その辺のところが大変な議論になるのだろうということで報

じられておりますけれども、私どもからしますと、社会福祉や社会保障、命と暮らしに関わる問題が大変最重要というような見方をしてしまいますので、そういった点では本日の審議内容等々につきましては、また、今までの議論の系統もございませぬけれども、ぜひご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、審議会設置条例第6条によりまして、今後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思います。傍聴人の関係でございますが、事務局の報告をお願いします。

事務局：傍聴希望者はございません。

会長：傍聴人のご希望がないということでございますので、このまま議事のほうに入りたいと思います。それでは、議事は5点ございますけれども、議事に沿いまして、(1)「総合保健福祉計画（素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

(1) 総合保健福祉計画（素案）について

事務局：総合保険福祉計画（素案）について説明

【質疑】

会長：ありがとうございます。ただ今のご説明に関しまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

A委員：すごくよくできていて、素晴らしいなと思ったのですが、55ページの「1. 計画の推進」の下から3行です。「庁内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ります」とあるのですが、課がたくさんあるので、どこが音頭を取るのかというのが少し不安になる、ここはそちらのほうがいいのではないかという譲り合いになってしまう可能性もあるし、なかなかうまく動かないのではないかというイメージを、この文章だけだと感じてしまうのです。「一層強化しながら、施策の推進を図ります」は当然なのですが、そこのところはもう少し、どこが中心となってやるといったことが具体的に書いていないと、譲り合いのまま流れてしまうような気がするのですが、どうなのでしょう。どうやっていいのか分からないですけれども。

B委員：確かに、私もそれを感じたのです。いろいろずっと書いてあるので、これが連携できたらいいなど。縦割り行政だとか言っているけれども、ここにこういった動きが出てきたときに、これが本当に1つにまとまって、成田市内、庁内でできたらすごくいい形になるのだけれども、今、おっしゃったように、どういった形でそれをやっていくか。言葉としては非常によく分かるのですが、では、具体的にどんなことをイメージされているのかというのは、少しお聞きしたいです。

会長：事務局にお答えいただく前に、他の委員さんのほうで関連することはございますか。よろしいでしょうか。では、事務局のほうで、今の件につきまして、お答えできる範囲でありましたらよろしいでしょうか。

事務局：最後の部分の、庁内体制をいかに構築していくかということですが、今現在もそうでございますが、住民のさまざまな要求、要望といえますが、部を超えて多岐にわたる問題が非常に多うございます。これにつきましては、新たな庁内体制をつくっていかねばならないと考えております。具体的にどういうものをつくるかということにつきましては、今後、いろいろ庁内で連絡等行いながら、構築をしていきたいと考えております。

A委員：そういうお考えがあると、非常に良いと思いますので、ぜひ、つくっていただいて、きれいに回るようにしていただけたらと思います。何かどうしても、現状は譲り合いになっているかなというのが見えておりますので、ぜひ、そこを一步進める形でやっていただきたいと思います。

B委員：ご意見が出てきたときに、何か全体の突破口になるのではないかと期待を持っているのです。ということで、いろいろな議事の進め方がより広がっていくといいかなとすごく期待を持っていますので、よろしく願います。

会長：審議会でそのようなご意見があったところを、お受け取りいただければと思います。

A委員：もう1つよろしいですか。56 ページの「第2章 市民・行政等の役割分担」の1の、一番下の行の「ボランティア活動等の啓発に関しましては、広報活動を積極的に実施してまいります」というところで、先ほど少し強調したというようなお話だったのですけれども、私が今、思うのは、市民の期待される役割は当然なのですけれども、それを向上させるのに、ただ啓発に頑張るよりも、今、町会が崩

壊状態になっている所が多いと思うので、まず地域の町会の結成率を上げていくことを考えるという具体的な言葉を入れたりしたほうが、地域のボランティアと言いながらも、成田市全体の中では動いているけれども、地元の町会では全く動いていなくて、本当に違う地域で動いているという人が結構いらっしゃるのです。地元、住んでいる所の地域の町会が、結成率が4割とか6割という状況になっていたり、結成率はあっても、中は老人だらけで、実質、機能していないというような状況が見えています。その部分をどうしていくかという、そこにフォーカスしたきちんとした文言があったほうが、住民もイメージしやすいのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

事務局：自治会の組織率であるとか、隣近所のつながりがどんどん薄れているということで、この計画の中にもございますが、災害避難行動要支援者の計画が、次の平成27年度の計画に入っています。当然、障がいであるとか高齢者であるとか、皆様方の意見、要望、同意を得て、私ども市は名簿を作っていきます。その名簿はどこへ行くかと申しますと、例えば民生委員さんであったり、町内会自治会長さんであったり、いざという時に活用していただける所——自治会を中心として、互助組織というか、共助といいますか、このあとそういった名簿の必要性が出てまいります。その辺の自治体組織等の必要性というものも併せて訴えていきながら、少しでも必要性の理解に努めてまいりたいと考えております。

B委員：A委員のおっしゃった上の行ですが、下から3行目、「とりわけ高齢者は豊富な経験や技術等を生かし」とありますけれども、これはものすごくいいことを言っていたなと思います。老人クラブとかいろいろなことはあるのですが、そういった所へ入らないで自分の能力をそのまま出し切れないという人がほとんどだと思うのです。ですから、そういった意味で、ここにこういったことを主として掲げていただけたということは、いわゆる全体的に「社会に還元するのだ」という、この言葉が気に入りました。ぜひそういったようなことをどんどん取り上げて、我々のほうもそれは積極的にやりますので、これはすごくいいなと思ったので、高齢者を本気になって現場に引っ張り出すという力も出てくるのではないかと思います。期待をしています。

会長：A委員、何かそれについてございますか。

A委員：特にないのですけれども、ただ、実は前年度、うちは地元の町会の区長だったので。その時に、自分の町会の高齢者の方の状況がはっきりしなかったので調査したかったのですけれども、個人情報という問題があつて調査自体ができ

ませんでした。それから、お一人暮らしの方がもし倒れたときに、連絡先ということも把握しておきたかったけれども、それに対するひな型みたいなものが何もなく、自前で全部やるには非常に町民の理解を得るのに苦労しますし、うちは1年ごとに区長が持ち回りなのですが、任意で出してもらうにしても理解を得るのに時間がかかって、その1年の中で完結できなかつたのです。実家が23区内なものですから他の所もいろいろ調べたのですが、東京都23区内ですと、区のほうに防災用の連絡先とか持病とかお薬などを書くひな型があって、任意で出してもらって、それを各町会が金庫内に預ける形になっているとか、役所に出して役所のほうが管理するようになっていると聞いたので、成田市もそのくらいまで少し踏み込んだことを考えていらっしゃるのかどうか。なかなか、小さい町会だと金庫を持っていないのです。そうすると、個人情報をお預かるということが難しくなりますし、区長の責任が重くなりすぎてしまうので、皆さん二の足を踏んでしまうのです。そういった調査があるのかなのか、地元では全然気が付かなかったのですが、そういう部分もお考えになっているのか、もう動いているのか、そこも含めて、計画の中にそれも入っているのかどうか伺いたいのです。

事務局：各自治会等で、当然、区長さんや役員さんが、現在、地区に住んでいる寝たきりの方であるとか重度障害の方を、全て把握するのは非常に困難でございます。地区社会福祉協議会の中には、当然、民生委員さんの方が多く構成されていますけれども、民生委員さんの場合ですと、それぞれのケース、ケースの個票なりをある程度持っております。私ども、今回、避難行動要支援者の名簿を作るというのを、地区社協、民生委員さん等を中心に、多少なりとも地域を掘り起こすといいますか、出てきた方々に、やはり個人情報がございますので、要支援ですけれども実際に手を必要としますか、しませんかという、そういった意向を確認した上で名簿を作る。今、私どもが考えておりますのは、その名簿というのは、当然、自治会の会長さん方もその地区社協のメンバーですから、あくまでも民生委員さん、地区社協の中で、それぞれの分野で名簿を共有していただいてご活躍いただくということを考えております。

A委員：では、ひな型みたいなものがあって、個人のを出せるようなものは作っていくという考え方と受け取ってよろしいのですよね。

事務局：ひな型がこういった形になるかというのは、まだ具体的ではないのです。

A委員：それはいろいろありますから、いいのです。そういうことをやっていこうとい

うことがあるということが分かれば、それで結構です。

B委員：70歳以上ですと、敬老会とかそういった案内はあるのですけれども、実際に自治会連合会、いわゆる自治会の中でやるというのは、今までは名簿を集めることは、町内で70歳以上の方をお祝いしようとするのもいろいろ苦勞されてきました。それは民生委員の人と話をして、出せる場合もあるし出せない場合など、いろいろあるのですけれども、何か、非常に面倒くさいという言い方が悪いのですけれども、大変だったような気がします。ですから、これからもその辺はそんなに柔らかくはならないかと思えますけれども、必ず敬老会で全部やっているわけです。今の段階では、その辺の地区社協の対応の中でやっていくしかしょうがないのかなという感じはします。

A委員：今の段階ではしょうがないので、もう少しスムーズに情報が行くような形を取らないと、緊急時は連絡が難しくなってしまうと思うので、なおのこと、市で把握していても、地区でそれぞれが把握していないと、集めても情報として意味がないのです。情報は、集めて、分析して、それにきちんと見合う行動ができるような措置を取らなければ、持っているだけでは何の意味もないのです。情報というのは大事なのですけれども、そこから先のほうがもっと大事なので、集めたことからその先にどう動くかというところが見えてこないというか、今おっしゃった文章の中でも、見えるような感じに伝わってこないもので、現場として動けるように、きちんと動きますということを確認しておきたいなと思ったのです。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長：C委員、申し訳ないのですが、月刊福祉とか、ああいう社会福祉協議会の関連で、そういう社協とか民生委員の問題を抱えているのですが、今のような話というのは内容として出てくるのでしょうか。

C委員：地域に民生委員の方がいらっしゃるので、民生委員の方々の権限というものはやはりありますし、国としてもしっかり守られている部分がありますので、全てと言ったら怒られてしまいますが、支援します、何々します、こうしますと書いていただくのはとてもいいことなのですが、この計画を作る前にはやはり課題があると思うのです。課題があつて、それをどのように改善していくかということで計画になってくるわけです。「何々します」ということは多分書けると思うのですが、その課題を抽出した上で、5年間ありますけれども、「何年度は何をする」ということを書かなければ指標も何も出てこないのです。だから、今、課題がこうだから、こういうことを具体的にしていける。それを、何パーセ

ント達成しますと、平成 28 年度はここまでしますというようなことが、申し訳ないけれども全く見えないから、私も何の意見を言えればいいか、「ああ、するんだな」と。千葉県等に関しては、もう少し進んでいまして、それをより具体的に何をするかを書いています。今、社会福祉法人改革が始まっていて、40 ページの介護保険をずっと見させていただいたのですが、こんな状況ではとてもとても駄目だなと思って、介護保険のところでは言わせてもらおうと思っているのですが、例えばの話ですけれども、一番最後の行の主要事業「福祉サービス第三者評価の受審支援」は、どのように市として受審を支援して、何件くらいをどうするか、そういうものが全てに記載されていないのかなど。だから、この計画に基づいて、多分、今から作られるのかなとは思いますが、そうしなければ、PDCA、デミングサイクルは絶対回らないです。計画して、何となく Do をした。それで終わってしまう。目標がないわけですから、目的があっても目標があっても計画があっても、時には戦略とかも入ってくるわけですから、全体的に、何か目指す方向は何とか見えるなというような……

A 委員：数値目標がないのですよね。

C 委員：評価も、年度ごとの評価だったら駄目ですから、中間的な評価をしていかなければならないと思うのですけれども、私たちでも、少なくとも四半期ごとに、何をどこまで達成するかというのを……だから、先ほど亀山会長がおっしゃった部分で、では何をすればいいのか。今の課題がこうで、個人情報保護法があるわけなので、次、マイナンバーとか、今度、出てきますよね。もっと厳しく多分なってくると思うのですけれども、それに対して、どのように対応していけばいいのだろうかということまでを記載していかなければ、具体性はなくなってくるのではないかと思います。すみません、長くなりました。

会長：ありがとうございました。他の委員から、今の C 委員の関連のお話としてご意見ございますか。40 ページの介護のことは、また介護保険のほうで議論になってくるかと思えます。D 委員、何かございますか。

D 委員：緊急時の要支援者、歩けない人たちのものは、名簿は確かに何年も前から出ているのですけれども、A 委員が言われたように、大体の自治会が 1 年か 2 年で区長や自治会長が替わっていくわけです。そのときに、自治会長さんたちは、その名簿の重要性を、皆さん全部が理解していないために、本当に私がそばで見ている、薄れていってしまうのが現状なのです。やはりその辺のところは、市のほうでもしっかり指導していくことが、これからの課題と感じております。

B委員：今、お話を頂いたときに、すごくこれを読むと素晴らしいというか、本当にみんないいなという感じは確かにするのです。計画が終わったときにそれができているという前提で考えるのですが、先ほどおっしゃったように、スケジュールの問題というのがものすごく大事だなという感じがします。ですから、これをどうスケジュール化していくかということを、例えば先ほどのいろいろな課の集合を、では作りますと言ってもいつまでに作り上げるのか、そういったようなお尻をやっておくというのが、今、お話を聞いていて間違いないとお感じだと思います。これとスケジュールというのをどうやって組み合わせしていくかというのがものすごく大事だなと、あらためてよろしくお願ひいたします。

A委員：この計画自体は、すごくいいとは思いますが、今、B委員もおっしゃったようなことで、音頭取りをするのに同じ課で全部やると、絶対に、並列なのでうまく動かないのです。だから、トップとして音頭取りをするのだったら、例えば市長の秘書室長みたいな所が直轄で動いていかないと、なかなかこれは動かないと思うので、作るとすればそういう形で作らざるを得ないと思うのです。年度内に作るとか、いついつ作るとか、今、企業は全部四半期評価ですよ。四半期評価にすると、評価するための資料をそろえるだけで疲れてしまうと思うので、せめて半年に一遍くらいは、きちんとした数値目標を立てて、ここまで何々をする、これを何々する、どこまで達成できたかという評価をしながらPDCAサイクルを回していくというのを、本当に具体的にやっていただきたいと思います。あと、福祉計画と書いてあると何かびんとこないのです。例えば、話は変わりますが、表参道にスーパーがなくなってしまったのです。実際、そこで生活していらっしゃる方たちがスーパーで物が買えないのです。若い方たちはみんなニュータウンに住んでいて、結構、参道に住んでいらっしゃる方は年配の方が多いので、買い物に非常に困っていらっしゃるのです。そうすると、その方たちが買い物をするのにどこへ行くかという、ヤオコーとかジャパンミートとかJAまで行くとなると、軽い状態で坂を降りて行って重い状態で坂を上がるという状態になるのです。そういうことを考えると、駅前にあれだけ大きなものを建てている所にスーパーを誘致するという事は、商工課ということではなくて、その地域の人のために必要な生活を支える福祉になるわけです。それとか、駅にあれだけのビルを建てて、5階建ての部分で市が使える部分がありますが、そこに老人ホームではなくても、多くの人が集える場所はつくるらしいのですけれども、元気な人がというよりは、誰が入っても、年配の方でも、いつもそこに行くとか誰かいておしゃべりできる

ような場所。または、保育所なり幼稚園なりというものをそこに置いていくということも、すごく福祉になると思うのです。いろいろ支援するのはいいのですが、一番効率的に、どうやったら一番市民が暮らしやすいかというところに、計画の中にそういう人間らしさとか生きた福祉が見えてこないで、そういうところも考えてほしいなど。計画としてはすごくきちんとできているのですが、目標達成の目標がないこともそうだし、福祉、福祉と言われて、一般的に言うものをぶつ切りに、1つずつをやっているようで、面というか、全体として、その地域の中で福祉が降りていっていないような印象を受けてしまうのはなぜなのかなと、すごく今日歩いてきて思ったのです。ですので、福祉だからこれをやらなければという部分もありますけれども、全体としてこの地域に必要なものは何かということを考えながら見るというか、俯瞰するような、そういう目を持ったような計画を立てていただけるといいのかなと。それが見えるような部分が、この中では読み取れなかったのです。そういうまちにしたいというふうには書いてあるのですけれども、どうするということは具体的に書いていないのです。そこのところが落ちてこないで、何か計画と現実が離れていて、理想過ぎてしまっているのではないかという印象を受けるのです。意見になってしまって申し訳ありません。

B委員：すみません。私もこれはずっと思っていたのですが、この計画が出来上がって、その分野や何かに降りて、そこでスケジュール化されるというならば分かるのです。これにスケジュールを組み込むのではなく、あくまでも基本的なものが出来上がった上で、各部、各課でそういったものをスケジュール化されるのか、それなら全く問題ないのですけれども、その辺が分からないので、ここでスケジュールと言いましたけれども、これは出来上がってから下に下ろしてやっていくという形なのですか。

福祉部長：これはあくまで総合保健福祉計画ですので、どちらかという、実施計画というものはまた少し異なるのです。実施計画といたしましては、これからご説明いたします障がい福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画には数値目標も入っておりますし、何年度にはここまでということもきっちり入っております。ただ、本当に貴重なご意見を頂いて、大変ありがたいのですが、こちらもやはり、ある程度の指標は必要ということはおっしゃるとおりだと思います。保健福祉審議会におきましても、例えば、総合保健福祉計画については、毎年毎年、進行管理ということでご説明をこれからもさせていただきますし、これに基づいて、このことはどうなっているんだみたいなことで、またご質問を頂ければいいと思います。これに書いてあることを、今後

は、この総合保健福祉計画につきましても、各課それぞれ代表者が出て話し合いをしておりますので、この部分はこれで終わりというわけではなく、毎年毎年、また進行管理をしていく中で話し合いは続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長：部長のほうでおまとめいただいたような感じになりましたけれども、一応、今、議論になっております総合の内容と、これから議事を進めていきます各論のほうで、またさらに詰めて、今、大事なところを各委員さんからご指摘いただきましたけれども、各論の各個別の計画の中でまたいろいろ意見を出していただいて、最終的に総合計画のほうに盛り込んだほうがいいのかどうかということ、また終わりのほうに締めくくりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、一応、総合の計画につきましては、ご了解いただいてよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：ありがとうございました。それでは、議題（２）「第４期障がい福祉計画（素案）について」、事務局、ご説明をお願いいたします。

（２）第４期障がい福祉計画（素案）について

事務局：第４期障がい福祉計画（素案）について説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。委員の皆様方のほうでご意見等々ございましたら、お願いいたします。

C委員：39 ページくらいからの就労支援の関係なのですが、私たち、昨日も全国のほうで、ある会がありまして、障がい者雇用促進法の猶予期間が終わりますので、行政法ですから罰金刑とかにはならないのですが、達していない企業に関しては、5万円くらいだと思っておりますけれども納付しなくてはいけない。それだけで済めばいいのですが、企業公表が決められました。今、多分、ハローワークが査察的に入ってくると思うのですが、かなり厳しくやられるのだらうなと。そのときに、少なくとも、私たちは社会福祉法人の集まりですが、社会福祉法人は今、たたかれまくられています。そういう中で、そういうような福祉をやっている社会福祉法人が、障がい者雇用促進法に応じて対応できていないということは、また、たたかれる大きな材料になるだろうと。多分、4月

1日から6月くらいにどっと調査が入ると思うのです。そこで、見ていますと、多分、成田市の中の内いろいろな社会福祉法人においてもやっていない所が多々あると思いますし、中間的就労、生活困窮者自立支援法というのが始まりますから、そういうようなことを考えて、このような促進をハローワークさんとかとうまく連携を取りながらやっていくというのを、一つ計画の中に入れていただければと思います。先ほどの総合福祉計画の中にもあるのですが、もっと具体的に何をやるかということですが、高齢者の方々が、今まで培った経験をより活かして、より社会に出していただくということを考えれば、例えば就労支援担当者を育成して見守りをしてもらうとか、私たちの所では、特別支援学校の元校長先生で70歳くらいの方に中間的支援を担当してもらっています。今から、就労支援担当養成研修もどんどん始まると思いますので、そういう具体的なものと、結び付けていかれたらどうかと思います。企業別公表ですから、みんなびびっていますので、そういう所とうまく連携を取っていただくのも、1つ提案として出させていただきたいと思います。

事務局：そうですね。障がい者の雇用、また精神のほうも、平成30年から義務化され、法定雇用率の算定に加わるということになっておりますので、そういったことも見ていきますと、障がい者の就労支援はあらゆる手を尽くしてやっていかなくてはならないなと思っております。当然、ここに書いていないことであっても、先ほどの議題でもありましたように、高齢者の力を借りたいとか、高齢者の持っている知識と技能を障がい者のほうにも連動させるとか、そういったこともやっていきたいと思っております。それは書いていないことではありますけれども、そういったことも頭の隅に入れながらやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長：ありがとうございます。他の委員さんのほうで、ご意見ありますか。

A委員：素朴な質問ですが、法人であれば全部が障がい者の就労を、今、1.8%でしたか、やらなくてはならないのですか。

C委員：2%になりました。50人以上いる企業です。

A委員：50人以上いる所はやらなくてはならないと。

事務局：そうですね。50人以上です。

A委員：50人というのは、従業員が50人以上いる事業所で、2%は雇わなくてははいけないという法律なのですよね。

C委員：私たちの法人が約二百何十人ですから、多分、4人雇わなくてははいけなくて、かなりハードルが高いですけれども、例えば「社会福祉法人六親会」とぼーんとハローワークが公表されますと、社会福祉法人なのに何をしているのだと多分なってくることもありますし、また、そういうことを模索して検討して自分たちはやっていなかったなど。就労支援担当者とか、分業をきちんとしていたりすると、一般企業では身体障がい者の方とかは働きやすいと思うのですけれども、なかなか難しい中で、社会福祉の法人の中の分業をすればいろいろ仕事はあるのだということもあらためて分かりましたし、促進法がもう猶予期間がなくなりますので、そういうところでうまく対応できればと。

A委員：そういうことがなかなか分からなくて、申し訳ないです。難しいことで、分かりづらくて、1.8%が2%に広がるというのは聞いていたのですけれども、どういうふうに企業側が負担に感じているのか。負担に感じるのだったら、負担に感じないでうまくワーク・ライフ・バランスを取れば、こういうふうにそういう人たちも働ける仕事が見つかるということ、各法人に知らせる場がないと、いきなり法律だけそれをやられてもきついですよね。

C委員：いえ、3年間、かなり指導が入っていると思います。

A委員：なかなか難しいのかなと。障がい者の方たちと接することがあって、やはり仕事としてやってもらうのはなかなか大変なのですよね。同じ所に毎日来るということ自体がもう大変な方たちが多いので、それを仕事としてやってほしいというふうにもうまく持つていくのはすごく大変なので、50人で4人はすごくつらい、大変と思います。そういうふうにならざるに、周りのみんながやらなくてははいけないので、周りの理解を全員にもうまく持つてもらわないといけないというのはすごく大変で厳しいなと。特に、社福はたたかればかまなくていいかわいそうなくらいなのに、これではあまりにも大変かなと。今でも大変なのに、その人たちも受け入れて一緒にやっていかなくてははいけないのは、当然なのだけど、人員確保も大変なのに、すごく大変だなと思います。申し訳ないのですけれども、文言が分からないので説明をしていただいでよろしいでしょうか。私はこの言葉を聞いたのはここで初めてかなと思うのですが、20ページの上から8行目くらいの「基幹相談支援センター」を中心としてというのと、もう1つ、21ページの「こども発達支援センター」というのは赤坂の福祉館の所にあるのかなと思いつつ、もう1

つは 22 ページの下から 5 行目、「既に設置している福祉避難所について」と書いてあるのですけれども、福祉避難所というのはどこにあるのかなとか、22 ページの一番上の 3 行目に「成田市障がい者虐待防止センターを設置し」とあるのですけれども、これもどこにあるのか知らないのです、4 件教えていただけますか。

事務局：4 点ですね。まず、20 ページの基幹相談支援センターですが、これは法律からきている名称でなかなか分かりづらいかもかもしれませんが、今の保健福祉館の中に、障がいの相談ができるような機関を市が設けて、常駐している職員がいるのですけれども、今「ほっとすまいるセンター」という愛称で通しておりますけれども、そのことを言っております。こども発達支援センターは、市が直営で運営しているもので、こちらも保健福祉館の建物の隣の入り口の、信号に近いほうに、療育支援であったり、相談支援であったり、それから、先ほどご説明した新規事業の保育所等訪問支援事業をこれから立ち上げてやっていくというような、そういった機関を市が直営でやっているという所です。障がい者虐待防止センターは、当課（障がい者福祉課）の中に設けております。福祉避難所ですが、市内の社会福祉法人が運営している施設と市が協定いたしまして、市内に 11 カ所設けております。知的障がい者ですと、三里塚のほうにあります大成会さんであったりとか、そういった社会福祉法人の協力を得まして、福祉避難所ということで市のほうと協定を結んでおります。

A 委員：では、福祉避難所については、もともと福祉施設の所をそういうふうに指定しているという形の理解でよろしいですか。

福祉部長：常時ではなくて、何か有事——地震とかそういうことが起きたときに、そこを福祉避難所として開設しますという意味合いです。

C 委員：障がいとか、私たちの所だったら要介護の人たちとか、そういう方々を支援しなくてはいけないですから、そういう避難所はやはり必要だということで、施設とかは、そこで衣食住がありますし、専門職がおりますので、そういうことです。

A 委員：そういうことなのですね。そういうふうに理解をしていなかったのです、すみません。ありがとうございます。

会長：他の委員さんで、ございますか。E 委員、何かございますか。

E委員：63ページの「保育所等訪問支援」という事業の概要というところに、「保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います」と書いてあるのですが、なかなか忙しくて、こちらのほうに来ていただくことも少ないような気がいたしますので、もっと来ていただけるとありがたいなと思います。

事務局：こちらの事業ですが、先ほど概要のような形で説明させていただきましたけれども、今、保育園であったり幼稚園のほうに、少し障がい気になるとか、もしかしたら何らかの障がいがあるのではないかとか、そういったお子さんに対して、保護者であったり、また保育園、幼稚園の担任の方であったりとか、そういった方に対してどうやったらうまい支援ができるのかなというところを、今はできていないのですが、この計画に位置付けして行っていきたいと思っています。

E委員：これは新しい事業ですか。今、時々、保健師さんに来ていただいて、その時に少しお話をしたりする程度なので、そういうことがたびたびあれば、私たちもいいなと思ったものですから。では、これからの事業としてこれが入ることですね。

事務局：保健師の方が行くのか、違う専門職の職員が行くのかは、まだ未定ですが、こういった事業を立ち上げて、障がいの目から見た、もう少しきめ細かい支援をしていこうというのがこの事業の趣旨であります。まだ実績とかは出せない状態なものですから、新規ということでご理解いただければと思います。

E委員：分かりました。では、よろしく願いいたします。

会長：他にございますか。

F委員：51ページの上から2番目に「実績」というところがあるのですが、「常勤」と書いてあって、実績値が平成25、26年度は「1.5人」となっているのですが、これはどういう意味ですか。

事務局：平成25、26年、手話通訳の方の実績値が1.5人という表記になっておりますが、これは人としては2名いらっしゃるのですが、お1人は月曜～金曜常勤、もうお

1人は週5日の勤務になっていない関係がありましたので、1.5人という表記にさせていただきました。

F委員：分かりました。ありがとうございました。

G委員：22ページの「6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実」ということで、障がいを持った方が社会福祉事業所を利用できるという内容は分かったのですが、例えば、緊急時、地震とかそういう災害があった場合には、そんなことは選んでいられませんから、一時的にどこかへ入ると思うのです。そこから支援を受けられる場所に移動するには、最初に避難した場所で障がい者であるということを把握されて、受け入れてくれる支援事業所を探さなければいけないと思うのです。そういう手順を踏む場合には、当然、公共機関である成田市が動くと思うのですが、どのような手順で行うつもりなのか、今から計画を立てるといふことだと思ってしまうのですが、その辺も含めて計画を立てていただかないと、実際に災害が起こったときに誰も動けないという状態になると思いますので、しっかりとその辺は作っていただきたいと思います。

事務局：そうですね。今、ご指摘のとおりだと思います。昨日もありましたけれども、地震があったときに、やはり、住んでいる所に近い避難所、一時避難所というような呼び方をしておりますが、そういった所にまずは避難していただきまして、そこで福祉的な措置、支援が必要である方については違う所に移動をしてもらうわけなのですが、やはり、移動する際においても、またそちらの福祉避難所に行った際にも、どういった特性があるのかというのはよく理解できていないと適切な支援というものが難しくなりますので、少し遅いというご指摘もあるかと思いますが、その辺は、庁内でもそういう取り組みを、今、始めたばかりですので、もう少し具体的なところがありましたら、また皆さんにご説明できればと思っております。

G委員：よろしくをお願いします。

A委員：すみません。今の緊急時支援体制のところを確認をしたいのですが、普通のところは、大体、学校が避難場所になっているかと思うのですが、公民館のほうが近くて、そのほうが畳があつていいといって公民館に行ってしまう、おじいちゃん、おばあちゃんがいたりするのです。公民館は、基本的に今、緊急避難場所になっていないように私は思っていたのですが、それは入っていい

たほうがいいのではないかと思うのです。例えば、前の3月11日の震災の時に赤坂の福祉館に駆け込んだ人がいるのですが、追い出されたのです。公民館はみんな閉めて、職員が帰れと言って追い出されてしまって、福祉館なのに福祉をやらないのかと、びっくりしたことがあったのです。確かに今、公民館は小さいですから全員が入るのは難しいので、学校が指定されているのですけれども、この先、見直すときに、地域住民として公民館のほうがいい人たちも増えていると思いますので、できればそういう所もOKにしてもらおうというか、移動距離が短くて済むような人たちはそこにしたほうがいい場合もありますので、手配できるような検討していただくことを考えていただければと思います。

事務局：今、検討段階なのですけれども、現在の状況について説明させていただきます。

事務局：危機管理の担当のほうが専門になるわけですが、私も危機管理部局と一緒に検討を進めているところでございます。私の知り得る範囲の中でお答えさせていただきたいと思います。その前に1点、福祉館についてですが、ご覧のとおり木造が主体の建物でございますので、例えば風水害であるとかということであれば別ですが、震災の時のように地震になりますと耐震的な構造上の問題もあまして、いわゆる市が指定する避難所にはなり得ないということもございまして、そのような対応になったかと思っております。今、ご指摘いただきました公民館は、市が直接設置しています公民館と、各地区で造って設置しています、いわゆる公民館とおっしゃったような集会所といろいろございます。今、市が緊急時の指定避難所ということで指定させていただいていますのは、基本的には小中学校の体育館がメインになります。大勢の人が避難したり、緊急物資も大量に集まってきますので、ある程度備蓄スペース等々が必要ですので、学校の大きな体育館といったものが必要になってきます。今、自主防災会は、地区によって整備されている地区とそうでない所とあるのですが、整備されている地区ですと、先ほどの地区の公民館ですとか集会所ですとか、ああいった所を拠点に、実際に自主避難という形で、一昨年台風26、27号の時に避難したということがあります。そこが結局、市の指定避難所と各地域の自主避難所という位置付けになり、そこで情報のやり取りであるとか物資のやり取りという形の、いわゆる避難所のネットワークのような体制になっております。ただ、今日頂いたご意見も、今後の避難所の運営のあり方の参考に、持ち帰って上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

A委員：なぜかと言いますと、学校区の境目に住んでいらっしゃる方で、こちらのほうが近いのに、距離があるこちらではないといけないということが、昨年だか一

昨年の時に起きたのです。西中に避難していったら、加良部小のほうに避難しろと言われたという、断水だったか、水害何かあった時か、停電だったか覚えていないのですけれども、その地区の何百人か、遠いのにそこまで行かなければいけないということを聞いたことがあったのです。ちょうどその境目みたいな人たちは、本当に、こちらだと 1.5 kmあるのだけれども、こちらだと何百メートルで済むということがあるのです。避難した数の把握とかいろいろありますから難しいとは思いますが、柔軟な対応ができるようにしないと、なかなか動くのが大変な方たちが増えてきていますので、何かそこも考えていただければと思いますので、申し上げました。

会長：今の件で、事務局のほうで把握しているようなことはございますか。

事務局：実際にそういったご意見、ご指摘はございます。これは、指定避難所だけではなく福祉避難所の考え方もそうであって、例えば、先ほどご説明申し上げましたように、いきなり福祉避難所ではなく、基本的には、人の把握であるとかそういったものもありますので、市が指定しています一時避難所、指定避難所に避難していただき、そこで、市の職員が当然張り付いておりますので、その中でご要望であるとか実態に合わせて、必要な方は福祉避難所のほうに移っていただくという判断になりますが、実際問題、自宅と指定避難所の間に福祉避難所があるのに直接行けないのかというご指摘も頂いております。先ほど申し上げましたように、人の把握であるとかの関係もありますので、今のところ、そういうようなことでお願いしておりますが、現実問題、福祉避難所を素通りする、もしくは自分の隣の避難所を素通りしてそちらというのも、災害の実際においてどうかという課題にもなるかと思っておりますので、その辺について、引き続き検討していきたいと思っております。

A委員：なかなか把握が、本当に難しいとは思いますが、特に災害の時はパニックついていますので、皆さん、移動距離は短いほうがいいと思います。うまいことどこかやっている所があったら、先例を見て、何かいい対処をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。具体的なそういう事例に基づいたご検討のほう、よろしく願いいたします。他に、委員の方々から何かご意見ございますか。それでは、先ほどのC委員のご指摘のあった就労に関する問題は、4月ごろから具体的な問題もありそうですので委員にご指摘していただいたのですが、それを含めて、計画のほうに反映できることなのかご検討いただければと思います。概ね、

この内容につきましてはご承認いただいたということによろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：ありがとうございました。それでは、次の議題（３）「第６期介護保険事業計画（素案）について」、お願いいたします。

（３）第６期介護保険事業計画（素案）について

事務局：第６期介護保険事業計画（素案）について説明

事務局：補足説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。委員の皆様、ご意見等ございますでしょうか。

A委員：68 ページの「新しい総合事業に対する成田市の方針」の中に、十数行目に「サロンを整備し、将来的に生活支援コーディネーターの配置を検討します」とあるのですけれども、このサロンというのは、実を言うと、私はやりたいと思っ
てずっと前から考えているのですけれども、なかなかこれを個人でやろうとすると
費用的に非常に大変なのです。それで、このサロンというものをどうい
ふふうに、どういったものを市はイメージしていて、どういう支援をしようと、
市が直営するわけではなくて、多分、やりたい人を支援していくような形を取
って、地域にサロンをつくっていくように仕向けようとしているのだと私は受
け取ったのですが、どうなのでしょう。

事務局：やはり、地域のNPO、あるいはボランティアの方たち、自治会さん、地区社
協さんなどが、地域の高齢者の居場所づくりではないですけれども、そういった
方たちがそこで集まっていたら、お茶を飲んだりお話をしたりというよ
うな形ができればということを考えています。

A委員：今、宗吾にある「そう庵」のようなものをどんどん増やしていくという考え
方でよろしいのですか。

H委員：「そう庵」というのは、私がボランティアでやっていた所なのですけれど、
いろいろありまして、私はそこから昨年末から手を引いたのです。というのは、
やはり個人の家なのです。ですから、いろいろ運営していく上で、充実してい
けばいくほどいろいろな人たちが集まってくるので、その範囲の難しい問題が

出てきてしまって、私は自分で立ち上げて勝手にいち抜けてしまったのです。すごく理想なのですけれども、やっていく上で、個人の家というのは難しい。でも、地域の人にとっては、とても気軽に集まれる場所というのもあるし、これを市のほうでバックアップしていただいて、これから充実していくのであれば、理想だなとは思いますが。でも、今まで、もう8年やっていたので、やはり、8年たつといろいろありまして、1人ではすごく難しいというのがあります。だから、このサロンというのは私もすごく良いことだなと思ながらも、今まででは手探りでやっていたので、どれだけバックアップというか、そういうものがもらえてやればというのがあります。

事務局：個人でするのは大変なことだと思いますけれども、一応、先ほども言いましたように、地域の区長さんや民生委員さんが集まっている地区社協さんとか、もっと狭くすれば、自治会の有志の方、ボランティアさん、そういった方たちが集まって、高齢者の居場所ではないですけれども、高齢者が集まってきてお茶を飲んでお話ができるような形。そういった所に、運営の補助金という形ができれば一番いいのかなとは考えていますけれども、その辺は、先ほども言いましたように、平成29年の4月からのスタートになります。この2年間でそういったことをいろいろ考えていくという段階ですので、こうやるというはっきりしたことはなかなか言えないですが、いろいろなご意見を伺いながら、あとできれば、一人暮らし高齢者の方たちとの対面方式によるニーズ調査なども、課は考えています。

H委員：私は思うのですけれども、そういうのであれば、現在ある「あおぞら」という活動グループがありますね。あのあおぞらのもっと小規模化されたような形ができたらいいなというのは思っています。

事務局：あおぞら会ですね。72 ページに「あおぞら会（地域ボランティア）活動支援」ということで載せてあります。

A委員：そのお隣のページの、69 ページの③に「(仮称) 訪問型サービスB（住民主体による支援）」が事業の中に入っているのです。住民主体による支援がサービス事業になるというのが少しぴんとこないのと、この中の、ごみ出しとか安否確認などをするのを事業にするのですかというところと、その担い手をどうしていくのかなと。事業というと費用が発生してしまいますね。支援活動である分には費用は発生してこないのですけれども、サービス事業という中にこの訪問型サービスB（住民主体による支援）というのが入ってくると、これは事業では

なくて活動と言ったらいいのか、どういうことになるのか分からないので教えてください。

事務局：実際、こちらも対価を考えると、生活支援サービスということで、無料ではなく何かしらをしていただく。いくばくか、その辺は分かりませんが、これから、こういった生活支援が必要かどうかというニーズ調査をしまして、サービスを整備して、それに対する対価をどうするかというのをこれから検討していくと。

A委員：報酬にしないで、謝礼にすればいいのですよね。

C委員：そういう段階では、まだないのです。私も正直言って、老健局の支援課長から直接3回聞きましたが、正直なところ、国は何をしたいのか分からない。一応、こういうことをやりますよ、こういうものが今から考えられているのですよということは全て書かれたと思うのです。印西市の同じ計画は、地域包括、今度の総合事業に関しては本当にあまりにも書いていないから、きちんと書いてくださいとうちの職員は言っていたみたいですけれども、ただ、本当に分からない。対価とおっしゃるけれども、多分、社会保障の抑制に応じて、できれば共助的な部分で運営をしていきたいのか、そこのところは本当に、多分、課長もお分かりではないと思います。ただ、示されたのは事実ですよね。それを、どのように具体的にニーズ調査をして、成田市として今から何の事業をやっていくかというのを決めたくても、いったい何なのかが分からないので、決められない段階ではないかと思います。

A委員：ごみ出しくらいだと、今ある社協の「おたすけ隊」状態だと感じたので、事業というのかどうかという。共助・互助の中の1つで、対価という言い方はあまり好きではないのですが、ただで全部いつもやってもらうのでは悪いから気持ちということでも動くような、そんなことかなと。

C委員：多分、介護報酬の中から出していくのだとは思っています。

A委員：介護報酬から出すのですか。

事務局：いえ、介護報酬からではなくて、地域支援事業費だと思います。

C委員：地域支援事業、ということは、介護報酬から外したのでしょうかね。

事務局：ですので、その対価も、市で決めていかなければなりません。

C委員：市でやらなくてはいけない。

A委員：介護報酬の中に入れたらえらい高額になってしまうので、無理だと思うのです。

事務局：介護報酬は全国共通のものです。

A委員：だから高くなってしまふから、とても合わないので、どうなってしまうのかなとすごく不思議というか。

C委員：私も分からないです。

A委員：少し、何だろうと思ったのです。

C委員：だから、やはりニーズ調査をきちんとされて、この中からどこからやっていくかというのを決めていかれたり、それと、成田市がこうしたいという思いがあったとしても、それをする事業を展開する人たちがいなければ駄目なわけですから、これから公募をされるなり何かが見えてくるのではないかと思うのです。

A委員：利用者はたくさんいても、ケアする側がないと思うのです。

C委員：何をしたいのですかと私も聞いてしまうくらいですから、何度も言って申し訳ないですけども、今の段階では、本当に分からないのです。

A委員：それで、81 ページもそうなのですけども、生活支援コーディネーターの配置とあるのですけれども、これはどういう方がなるものなのですか。

C委員：これは、大体、方向性は決まりましたよね。

事務局：この方も、生活支援コーディネーターは資格そのものではありません。

C委員：一応、社会福祉士ということですか。だから、そういう地域ニーズ調査をした上で、ここにこういう社会資源をつくるということをしていく人らしいのですが、養成研修は終わったのですか。国の養成研修はまだですか。

事務局：養成研修はやっていません。

A委員：これ自体、こう言ったら悪いのですけれども、まだ架空の資格、架空の人たちで……

C委員：やる役割は決まっています。

A委員：役割は決まっているかもしれないのですけれども、誰が、どういう人になるのかというのが見えてこないのですけれども、理解としてはそれでいいのですか。

福祉部長：例えば、この生活支援コーディネーターも、協議会を設置してその中から選びましょうとか、いろいろ国の段階でも言っているのですけれども、本当に新しい事業なので、私たちもそれに向けて動いてはいるのですけれども、C委員がおっしゃっていただいたように、本当にまだ分からないことが多いのです。

A委員：では、これはもう分からないものだと理解していいのですか。

福祉部長：ただ、準備は進めています。

A委員：分かりました。それならそれでいいのです。どうしてこういう言葉が、勝手に言葉を作ったり、理想はできるのですけれども、結局、そこで実際動ける人というのをを見つけるのがすごく大変になってきてしまうのではないかと。今動いている福祉士の人たちに、これもやれ、あれもやれと言ったって、体は1つなので、分身の術を使えませんから、やはり違う人を引っ張ってくるしかないだろうと思うのですけれども、違う人がいるのかといたらいないと思うのです。そのときに、また民生委員とか、そういったある程度、社会福祉のことを分かっている人たちに振ろうとしても、その人たちも今いっぱいいっぱいなので、そうすると地域の普通の人に落としてくるしかないのかなという連想ゲームになってしまうのです。そのときに、普通の人というのが、全く理解のない普通の人では困るので、理解のある普通の人をどう見つけるのかなということになると、またこれはすごく、連想ゲームをしてもそこからそれを引っ張り出すいい網はないだろうと思うと、「どうするの、これ」というクエスチョンマークしか頭に浮かんでこなかったのです、それは市もそうなのかなと思って、少し確認をしたかったのです。

B委員：総合保健福祉計画の中に、資格を取るのを応援するというようなことがありましたよね。ですから、そういったものが出てくるのかなということしか現状では考えられないですね。

A委員：だから、この資格が出てくればまだ分かるのですけれども、これを資格としてつくとかいうのもまだ出ていないのですよね。

C委員：まず、県の何人かが、国の養成研修に行って、その人たちが指導していくとは思いますが、まだ本当に見えていないです。

A委員：何も分からないですね。

C委員：社会資源を作っていないといけないので、コーディネートする人なのだなということは分かるのですが、一応、社会福祉士相当の資格は必要だろうということは少し聞いていますけれども、説明を聞いて分かりましたか。

A委員：分からないことを、計画を立てているというのはすごいなと思って、そこがびっくりだなと。

事務局：言葉自体は国から来ているものなので。

A委員：だから、国も分からないことを言っているのに、市は振り回されて一生懸命作っているから偉いなと思うのですけれども、それを審議する我々はもっと分からないなと思ったのです。

C委員：でも、よくここまで書かれていると思いますよ。

A委員：だから、これはすごいなと思っているのです。

C委員：具体的なことはないにしても、一応、こう言われましたということは書かれている。そこからでしょうね。今から、平成29年までの猶予期間で、本当に地域に必要なものをニーズ調査しながら、計画を立てていかれるのだと思います。

A委員：すみません、また具体的に聞いていいですか。89ページの「高齢者配食サービス」は、実数が出ているのですけれども、頻度的にどのくらいのペースで届けていらっしゃるのでしょうか。

事務局：最低で週に3日です。毎日の方もいますし、最低で週3日の方もいます。

A委員：週に3日も届けているのですか。では、かなりの頻度で届けているんですね。
この配食は、まず作る人と運ぶ人がいると思うのですけれども、作るのも運ぶのも事業者に頼んでやっているのですか。

事務局：はい、そうです。

A委員：配食サービスは、例えば1日3食ありますけれども3食届けているわけですか。

事務局：いえ、お昼だけです。

A委員：大体、500円くらい取るのですか。

事務局：市が払うのは550円と消費税です。本人負担は300円です。

A委員：結局、配り方だと思うので、配るのと回収するのも含めた、交通費含めてということですね。

事務局：そうです。もちろん、安否確認も目的になっていますから手渡しです。

A委員：そうですよね。置きっ放しだと安否確認できないので。

会長：I委員がお詳しいようですから、I委員もどうぞ。

I委員：やはり、なかなか立てなくてご飯もできないとか、お医者さんへ行っていて体調が悪いという人は……でも週3なので、その日たまたま出かけていることもあるので、うちのほうでもやはり連絡をしておかないと、お弁当だけ置いておくという事はしてはいけないことになっているのです。安否確認をしていただけて、食事がきちんと取れるというだけでも、私は安心だなと思います。先ほどもいろいろな話をしていたのですけれども、やはり、生活支援というみんな個々のニーズは違うわけです。介護保険でいくらやったとしても、今週はもう使い終わってしまって明日は来ないなといったときに、あれがたまってしまったとか、生活の成り行きの中で、やはり今必要だということがあられるわけですね。ですから、生活支援コーディネーターというのは、訪問サービスにしても、やはり急に来てほ

しいというときもあるだろうし、その日だけに限ってということではない、そういう生活のニーズへの対応というふうに、私は理解しているのだと思うのです。ただ、成田市は、それに合わせて、どういうニーズがあるのかというのはみんな個人個人違うわけなので、それはもう本当にコーディネーターの人がきちんと把握していただいてやってもらうしかないのかなと思います。私たちが地域で民生委員としてやっていたとしても、やはり民生委員が全員を抱えるのは大変なことなのです。避難の緊急の場合でも、町内のほうにもきちんと来るわけではないですか。でも、あれも個人情報があるので、私たち全員がピンポンピンポンと押して、お宅はどうですかということもなかなかできなくて、情報が入ってくるというのなかなかないのです。いくらお一人住まいではない元気のいいお年寄りがいたとしても、やはり家族が外へ出ていたら、日中お一人住まいということもあるわけです。ですから、これからそのような独居も多くなるのかなと。ですから、私もやはりボランティアなどで、先ほど言いましたけれども、子育てのああいものと同じように、いろいろな所に居場所があって行けて、それも元気の1つになるということがあると思うのです。なおかつ、ボランティアの意識を持つというと、やはりそういう研修などで、先ほども啓発をして、どんどんボランティア意識を高めるということは、「あ、そういうふうのだったら、私もひょっとしたらこの年でもできることがあるんだな」という、やはり元気な高齢者が高齢者を守るというのも私は地域の大事なことかなと。そういう意識を持ってくると、隣にそういえば困っている人がいるのだなとか、そういった意識に行くと思うので、どんどんそういう啓発をしていただけたらうれしいなと思います。でも、本当に全文を読んでくると、より一層、連携を整えるという、それは今まで以上にもっとやるという意味合いかなと私は理解して、先ほど読んでいたのです。すみません、一般的なことで申し訳ございません。

C委員：地域加算は5級地ですか。経過措置はまだ付くのですか。

事務局：取りあえず、今の成田市が0です。

C委員：ここは当然もっと上でしょう。そうではないですか。

事務局：ここは15なのですけれども、0から15に一度に上げるというのは……

C委員：そういうことですか。介護報酬がその他だったら下がると思うのですけれども、やはり雰囲氣的に若干上がりそうですか。実質2.2ではないでしょう。多分、基準額とか下がるのが四点幾つだと思うのです。全体的に、やはり地域加算で

上がる雰囲気っぽいですか。

事務局：地域加算については人件費部分ですので、実際の……現在、ホームヘルプ等の訪問系のサービスが 10.7 で、デイサービスだと 10.55、特養の施設系ですと 10.45 です。それに、10 円ですと……

C委員：1 単位 10 円が 10.5 とかになるのですか。

事務局：はい、そうですね。

C委員：そうですね。介護報酬が下がったのを、私たちはどうしてやっていこうと思っているのですけれども、介護報酬が下がったとしても、地域加算で上がるといいう見込みもあるということですね。

事務局：多少ですけれども。

C委員：印西市は何で 1 級地なのですか。何であそこが 1 級地になるのだらうと思っているのです。

事務局：県のほうでそういう……ですので、一概にその地域だから何パーセントというわけでもないようです。

C委員：分かりました。それは雑談で、本当に申し訳なかったのですが、せっかく訂正を頂いたのですが、一番気になるのがやはり 49 ページなのです。「サービスの質の確保・向上」ということで、事業所側の問題もやはりあると思うのですが、今、問われている中で、例えば事業所からの財務諸表とかそういうものに対しては、平成 26 年 10 月に義務化されているわけです。なおかつ、自分たちのホームページ等でも、諸各庁以外に全て情報公開しなさいということがうたわれています。だから、情報管理というのは、情報を収集することと、反対に自分たちが出さなくてはいけないという、その両方が、私も今、都道府県の何か所かを回って、保健社協の中に社会福祉法人の理事長さんたちが来られているところでも、これは絶対しなくてはいけないのだということはかなり言っているのですけれども、情報公開がしっかりされていない。義務化されていますからね。そういうこととか、自分たちのサービスの質の向上のために、福祉サービス第三者評価がいいかどうかは分からないのですが、介護サービス情報公表はなくなりましたので、それに対してどのように受審をしていくのかとか、今の

義務化されたことや法律が変わったことも入れながら、ここはもう1回整えてほしいというのが、正直、思うところです。事業者指導に関しても、これだけではないのです。法律で労働基準法を守っていなくて罰金刑等になったならば、指定取消もされるような状況ですから、労働関係法令等とか、労働安全衛生法など全部入ってきますので、こういうことやコンプライアンスの体制とか、事故防止対策とか衛生管理、最低基準だけでもそこに褥瘡やいろいろなものが入っていますね。だから、少し文言を整えないと、とても分かりづらいです。もっと厳しくなっているのだから、できれば社会福祉法人改革の中身を見ていただいて、もう少し、しっかりと事業所に指導をしていかななくてはならないということをして……指導監査は地域主権で落ちてきていますので、成田市しかない法人さんは監査しなくてはいけないわけです。それに関しても、どのように指導していくのかとか、今、ものすごく厳しく社会福祉法人は言われている状況下ですから、一度全部を見ていただいて、その上でここは整えていただかないと、何だ、成田市はこれだけしか、こんなのは当たり前のことではないかというようなことに多分なると思うので、意見として申し上げます。ものすごく厳しいですから、ぜひ1回見ていただければと思います。

事務局：そのようなご意見を入れていきたいと思えます。また、現在、主な取り組みとして記載してありますけれども、適正な運営等のチェックも、そういう終わった後のこともありますし、運営推進会議に出席していただきまして、ご意見を出していただくということもしておりますので、そのような形です。

C委員：法律が変わろうとしているところなので、そこは理解してほしいです。よろしくをお願いします。

事務局：分かりました。

会長：ありがとうございました。49 ページの「事業者指導」の文言を考えていただいて、先ほどの地域支援事業ですか、国も不透明な部分がありますけれども、C委員がおっしゃったように、平成29年という年数の中で考えられる部分もありますので、一応、いろいろな抑止案は残しておくような形でよろしいでしょうか。

C委員：前にも質問しているのですが、90 ページの移送サービスとオンデマンド交通のことです。現状、もう足りていない状況が生まれているのに、推計が異常に停滞した数字になっているのです。足りていないから、頼んでも来ないから登録をしていないというのも聞いているのです。移送サービスについては、これか

らはどう考えても増えていくと思えるのに、推計が同じ数字の 190 人で横水平になってしまっている。オンデマンドについても、やはり 1 万 6,500 人のところで横並びの数字が並んでいて、今までと変わらない数字を考えられているように思うのです。実際、移送サービスを利用したかったが、頼んでも来ないから登録をやめましたという方を私は知っているのです。そういうことを考えると、もう頼れないから諦めて出していないだけで、これから先、数字的には増えていくと思われるのです。それなのに台数を増やさないとするか、増やせないというのは、少し違うのではないかと。皆さん、ニュータウンの方は車を持っていらっしゃるけれども、ご夫婦がどちらかが運転できる間はいいのです。ご夫婦共に年齢が重なっていくと、自分がだんだん怪しくなってきたり、車を運転するのが怖くなって、頼みたいと思った時にないと。それこそ 5 年後、10 年後にはそれが確実に起きることが分かっているのです。こういう計画を立てていますから、そこは少し増やしていく努力をするように見えるものがあったほうがいいのではないかと。オンデマンドの交通も、土日は利用が少ないので無しにして、平日だけの運用だというお話を伺ったのですけれども、やはり、今言ったように、お 2 人がご高齢になっていくということを考えると、土日に出かけたくても、どちらかが運転するのも難しくなってきたという場合に、特にニュータウンは人口的にも多いのですが、親子 3 世帯で住んでいるというのは非常に少ないのです。今はご夫婦で何とかしているけれども、そのご夫婦が 5 年後、10 年後になると両方とも高齢になってきて、運転するのも怪しくなってくる状態になると、今、ボンベルタのバスとかいろいろありますので、そういうものを利用したりすることはできると思うのですが、決まった所にしか行けなくなってしまうのです。このオンデマンドの交通と移送サービスについては、もう少し利用が上がるという数字を考えて、増やしていくという考え方を少し出してもらったほうがいいのではないかと。団塊の世代が 75 歳を過ぎてくると、かなり自分で運転するというものを選ばなくなってくるものが多いのではないかと考えるのです。

C 委員：地域包括ケアシステムというのは、住み慣れた地域で今の生活が継続できるということです。生活というのは、身体的介護とかそういうことだけではなくて、買い物とか受診とか、生活をするために必要ないろいろなものであるということです。この地域総合事業とか、そのインフォーマルな部分を評価していかなければならないというのが地域包括ケアシステムの一助ではあるのかなと思っています。その中で、自分の所をあまり言いたくないのですが、1 つの例として聞いてください。東日本大震災が起きた時に、印西市で隣の駅のショッピングセンターが崩壊したのです。それこそ避難所が崩壊していましたから、

そういうことで、買い物難民がすごく出たわけです。しょうがないので、URさんに頼んで、少しお金がありましたので、隣のショッピングセンター内に、在宅利用支援診療所と訪問介護、居宅、通所介護事業所の中にサロンを作ったのです。ショッピングセンターの中に、サロンも作ったと。そこで、買い物、デイサービスを使っている方々の終了した後に、近くにヤオコーとかがありますから、そこで買い物をしてもらって、荷物を持ってデイサービス事業所の人たちが送迎をしているということをやっていたのですが、ある大学の教授が勝手に話を作りまして、デイサービスのバスが昼間は動いていないと。だから、法人はボランティアさんたちにバスを使ってもらいながら、ボランティアさんたちが拠点を作って、市内をぐるぐる回っていると。多分、成田よりも、ショッピングセンターまで行くのにもものすごい距離ですから、独居高齢者の人たちのそういう移送サービスをしているのだということを勝手に言われたので、それは印西市なのだろうとか、いや、私たちはそこまでやっていないのだけれどもと。だから、もうしなくてはいけなくなって、今、社協の支部と一緒にどのようにしていこうかという模索をしているところです。多分、今から何をしていくか、生活コーディネーターもそうなのですけれども、新しい事業を開発していかなければならないようなことが起きてくるのだろうと。それは、フォーマルもあればインフォーマルの部分もあると。だから、特にインフォーマルな部分の新しい事業開発が、行政の中で大きな仕事になっていくものではないかなと。そういうことを自分たちも考えて、なおかつ、サロンの話もありましたけれども、地域包括支援センターの隣とかに、少しお茶でも飲んで話を聞いてもらえるようなスペースがあれば、そこは多分、高齢者の方々も相談を少ししたりということができるとか、何か方法はないだろうかと組み立てていくのが、今からの必要性なのかなと思っています。そうなれば、多分、会長さんがおっしゃりたいとは思うのですけれども、私たちも、65歳までの人だったらボランティアをやってくださいということが多分言えないと思うのです。だから、何歳くらいまででどういう人たちにどこまで運転を頼むことができるだろうとか、人も資源ですから、杓子定規ではなくて、画一的ではない、さまざまな資源というものを考えながら組み立てなければ、この地域包括ケアシステムはできないと思っていただければと思います。当然、医療も必要になってきますし、在宅でのサービスが継続できるというのは、いったいどういうことなのかというところから発想していただければと思います。長々とすみません。

B委員：今、移送サービスのお話があって、たまたまこの前、話に出たのが、今、車6台、ドライバー12名。その6台のうち、5台までは車いすが乗せられるという話を聞いています。2週間前から予約を受け付けて、最低3日前までという捉え方

なのですが、平成 25 年度が平均すると月 267 件。平成 26 年度が、4～10 月までの計算ですと 342 件。だんだん増えてきています。ですから、多分、来年度はもっと増えるだろうという形なのですが、今の 6 台の 12 名というのは、これだけやっているのに、お客さんの満足というのは確かにないと思う。ぶつかってしまうとその人に行ってしまうので、同じ時間帯はどうしても断らなくてはならなくなるので、多分満足はされていないのではないかという話を、聞いていて思ったのです。ですから、これをどうやって満足度を上げていくかということになると、台数を増やすのか人を増やすのか。これはオンデマンドと違って乗り合いをやっていませんから、一人一人ですから、そういった形で、どこまでそれを考えたらいいのか、少し知恵を絞らなければいけないなど、お話を聞いていて思いました。意見だけです。

事務局：移送サービスの車の増車ということですが、そうするとやはり経費を増額しなければなりません、それもなかなか難しいところがありますことから、根拠のない数字を出せないもので、こういう横並びの数字になっています。毎年毎年、予算要求の際には増車、増員といった要求はしていきますので、よろしくお願いします。また、オンデマンド交通に関しましては、最近利用者の伸びが少し遅いというか低い。若干伸びてはいますけれども、右肩上がりにはなっていないという状況なもので、この数字にしてあるということです。

A 委員：これに対する広報活動が低いと思うのです。知らない方が多いのと、それからこれは、確か申請にここに来なくてはいけないのですよね。それが多分、大変だろうという見当になってしまって、面倒だからいいわというおばあさんたちもいたりするので、やはり広報がもう少しできたらいいのではないかと。

事務局：登録制でして、まず登録をしていただき、利用ができるようになります。

A 委員：登録するのに市役所へ来なくてはいけないのではないかと。

事務局：そんなことはないです。電話でも大丈夫です。

A 委員：そこがもう、まず、市役所に何かするというところが面倒というのがネックであったりとか、宗吾の人たちなどは本当に買う所が何もないので、買い物をするためにオンデマンドを頼まざるを得ないのです。境内に少しお店があって、前は牛乳も買えたのだけれども、牛乳をやめてしまったらしくて、本当にせんべいくらいしか買えなくて、普段の食べ物を買に行くのに結局オンデマンド

を頼んでやらないといけないのだけれども、なかなか大変だという話を聞いています。だから、オンデマンドの制度があって全市にできていて、電話一本だけでできるのだよということが、いま一つみんなに落ちていないのかなという部分が、今は爆発的に伸びていないところだと思うのです。ぜひ、これをもう少し広げて、先ほど言われた買い物難民状態になっている市民を、大きなバスで物を持って行くのか、それとも市民が自分で出て行くオンデマンドにするのか、そこは費用対効果を考えて、いろいろ、先ほど言われたように、新しい事業としてそういうことを市がやるのかどうか分かりませんが、考えていかざるを得ないと思うのですけれども、そこがだんだん増えてきているのです。だから、大型店舗が多い分小さい店舗がつぶれていて、そういう買い物難民が増えていて、買い物難民ではないと思っていた人たちが高齢になっていくことで買い物難民になっていくという状況の中で、どうしていったらいいのかということを見ると、先を読んで計画を立てていかないと間に合わなくなるというところがあるのかなと。今、少し思いついてしまったのですけれども、先ほどのサロンの話に戻ってしまって申し訳ないのですが、サロンを公民館につくってくれれば、公民館に場所があるので、そこで運営してくれるNPOなり自治会なりをうまく募ったほうが場所があっていいのかなと少し思いましたので、ご検討いただけたらいいのかなと。というのは、おばあちゃんたちは田舎のほうの公民館へ結構足しげく通って、公民館のおばちゃんと話すのを楽しみにしていた人がいるのですけれども、仕事だからそれをやっちはいけないみたいになって、行っても誰も話す人がいないから来なくなって、そのおばあちゃんは行き所がなくなってしまっているのです。そういうのも私は事実、見ているので、公民館の利用率の高いニュータウンのほうはなかなか部屋が空いていることはないのですけれども、特に田舎の長沼とか松崎とか、あちら方面の公民館は、結構、空いていたり、集会所が空きっぱなしになっている所がありますので、そういう所をサロンみたいな形にするようなことができれば、割に安上がりで場所のお金をかけないで、その地域の人たちの中の婦人部とか町会の中で運用してくれないかという働きかけをすると、うまく作用するのではないかと思います。ぜひ、そういう考え方を持って推進していただければと、少し思いついてしまったので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局：サロンにつきまして、まだ私たちも具体的なものというのはなかなか出てきていない状態で、また実施されている方も数少ない段階です。あと、先ほど好きではないという話なのですけれども、対価、経費が、やはりそれなりにかかるとは思っているので、そういったものを決めていかなければならない。ただし、地域支援事業費が使える範囲というのが決まっています、幾らでも使えるという

わけではないので、限度の中でやっていかなければならないというのがありますので、それはこれから2年間かけてやっていかなければならないと思っています。

会長：そのようなご理解でよろしいでしょうか。移送サービスの関連の数値につきましては、先ほどのような背景があるということですね。

事務局：オンデマンドに関しましては、やはり冬になりますと、なかなか外には出かけないという、インフルエンザだとかそういうものはやっていますので、人が集まる所には行かないということもあるのかもしれませんが、そういったことで、冬場は伸びがないということがあります。また、オンデマンド交通も実証実験の最中ですので、これがずっと続くかどうかというのも、これから検討しなければならないところなので、数値的には、先ほども言いましたように、今、鈍化状態なので、こういう数値になっているということなのです。もう一度、精査のほうはしてみますけれども、よろしくお願いいたします。

A委員：このオンデマンドで外に出ていただくということで、外に出るという意欲を持っていただくと、人と関わることになるので、ぼけ防止と言うと失礼ですけども、やはり人間関係をつくることで認知症になる機会を少し遠ざけるという部分もあって、このオンデマンドにかかる費用は、結局、なってしまったのをどうするかというよりは、予防策の1つになると思いますので、ぜひ考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。今の介護保険という利用関連を、ご相談、ご審議していただいて、幾つか事業者指導等、修正、加筆が出ましたけれども、あとはこの内容で概ねご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

C委員：すみません。訂正かどうか分からないですけれども、76 ページなのですが、地域包括支援センターの運営がもう既に決まっているのだったら、こういう書き方をするのではなくて、「そのまま継続する」と書けないのですか。委託先は「基準を満たした法人を対象とします」ということよりも、現事業所に継続委託をすると。

会長：「法人を対象とします」というところですか。

C委員：実績のある現法人を対象としますと。

会長：表現のことですか。

C委員：そうです。何か、こう書いてあるけれども、ではどうやって決めたのとか、やはりそういう問題にならないほうがいいと思うので、3年間においては、第6期に関してはこのまま継続で委託をすとか、そういうことをしっかり書いたほうが、かえっていろいろなことの疑惑をもたれるよりいいのかなと思います。少し考えてみてください。

会長：その辺のところも、加えてお願いしたいと思います。それでは、この介護保険に関しましては、概ねご理解、ご了承いただいたとしたいと思います。それでは、議題（4）「成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）」、お願いしたいと思います。

（4）成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

健康こども部長：成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問

会長：それでは、今、諮問という形で頂戴いたしました。何か説明等ございましたらお願いします。

事務局：成田市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明

【質疑】

会長：ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは、答申に関しましては3月13日に予定されております審議会で決定したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、審議会の子ども・子育て支援部会がごございますので、こちらのほうに委任したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：よろしくお願ひいたします。それでは、次に、最後の議題になりました（5）「成田市の歯と口腔の健康づくり計画の策定について（諮問）」、お願ひいたします。

（5）成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について（諮問）

健康子ども部長：成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について諮問

会長：それでは、ただ今、口腔の健康づくり計画について諮問を頂きましたので、ご説明のほう、ありましたらお願いします。

事務局：成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。委員の皆さんのほうでご質問、ご意見等ございますでしょうか。

A委員：58 ページのフッ化物のことについてですけれども、下の表の中の市民のポツ2つ目、「フッ化物の安全性や効果について理解を深め」というところなのですが、これは世界的に今、完全に右と左で、安全だということと安全ではないというところの二手に分かれている状況で、インターネットを調べてみると、どちらがいいのか少し判断に困る表記が非常に多いのです。欧米では、今、使われていないのです。ですので、できれば予防原則として、疑いがあるものは使わないほうがいいのではないかと私は考えているのですけれども、この表現だと「安全性や効果について理解を深め」ということだと、安全性は良いように思える文章なので、市民がそれをやるのではなくて、市がその判断をして、市民もそれをするべきですけれども、安全性ということに関してはクエスチョンマークが出ている今の世の中で、理解を深めるという言葉が続くのは少し違うのではないかと感じますが、どうなのでしょう。

事務局：この表記についてですけれども、フッ化物につきましては、その導入についての課題も平成27年度から5年間という計画の中でございますので、その5年間を活用しまして課題の提起から入っていきたいというふうに考えております。即、フッ化物を推進するということではございませんので、基本的にはそういう考え方で考えております。そのようなこととご理解いただければと思います。

A委員：そうしたら、ここは文言としては「フッ化物の理解を深め」だけでよろしいのではないのでしょうか。「安全性や効果について」理解を深めるといって、安全性があるような誤解を受ける文章になると思うのですけれども、いかがでしょうか。この文言がないほうが、「フッ化物の理解を深め」という文言だけでよろしいのではないかと考えます。

G委員：ご指摘の、フッ化物の理解を深めるということではないかという発言ですけれども、それだとフッ化物に対して何を理解を求めるといことが課題として挙がってくるのです。そうすると、いわゆる危険性、安全性、両面を示して判断をしてもらうことが必要になってきますから、「安全性」ということでいかにも安全だというふうに捉えられるということなのですから、やはり「安全性と効果」、この2つの点を挙げておいてもらって市民の理解を深める作戦という必要性があると、文章としてはいいのではないかと思います。

A委員：それなら私は、一市民として考えると、安全性をうたわれてしまっているように感じるので、「安全性と危険性について」という両方向の文言を入れるべきだと思ってしまうのです。安全性だけを掲げられると、安全なのだという判断を一般市民はすると思いますので、「安全性・危険性を含めて理解を深める」と書いていただいたほうが、私は理解をしやすと感じます。

B委員：今度は、危険性のあるものをどうして出すのですかという問題にもなってきますよね。

A委員：そうになってしまうのですね。だから、そこを濁したほうがいいのではないかと、抜いたらどうですかという提案をしたのです。この議論をするとややこしくなるのですけれども、予防接種なども、しないほうがいい、したほうがいいというのがあって、個人の判断に任せるといことに今はなっています。そこを含めて、自分で理解をしてほしいといことがあるのでしょうけれども、非常にその部分が、詳しくといつか、気持ち的にまだ市民に落ちていないのです。人に任せてしまっているところがあるので、そういう中でまだ、この文章が載っかってくると、どうしても「安全」という言葉のほうが一人走りしてしまうのではないかと感じます。私の意見ですが、いかがでしょうか。

H委員：私も、やはり「安全性や効果について理解を深める」という言葉遣いの意味を、今、考えていたのですけれども、その反面も、だからこそ危険性もあるから検討していこうではないかみたいなこともうかがえるのだけれども、ただ、ぱっと見た時には、A委員のように安全性がやはり頭に残ってしまうのかなと。だから、文字化された文章というのはすごく難しいなと考えていたのですけれども、いかがでしょうか。

G委員：フッ化物に関しては、危険性をうたっている文献が確かにあります。WHOでもそういう文献を書いた人がいるという紹介はされていますし、インターネット

トでもちらほらあります。ただ、安全性に関しては、フッ化物の危険性については、確定はしていないというのが大方の意見の中で存在していますので、それを論文として発表した方も実際にいるので、何とも言えないところも確かにあります。ただ、安全性ということで、どんな薬も安全性という形で言えば、確実に安全だけの薬というのはないので、その点で行くと、フッ化物に関しては、現状の日本の考えているフッ化物の使用の仕方であれば安全と言えるということまでしか、今のところは言えないということですかね。文言として安全性や効果ということで、危険性について文章に文言として載せてしまうとそれこそ、危険なものは使わないとなってしまいますので。

A委員：その言葉を載せてしまうとあれかなと思ったので。

G委員：健康増進課として施策を進めるためには、危険性については文章には載せないと思います。

A委員：フッ素は大量に投与されてしまうと、歯に斑点ができるのですよね。

G委員：水道水に含まれて何十年も飲めば出てくるという可能性があるだけで、そのフッ素の濃度、いわゆる歯科とかフッ化物投与、それらに関する、一時的に摂取する分には慢性的な被害というのもしませんので、それは安心して使えると思います。

事務局：今、G委員もおっしゃっていただきましたように、実施計画の中で危険性を検討するという表現は少し難しいかと考えております。今、話もありましたように、WHOなどでも発表されていて、推進されていないというデータの中でも、水道水にフッ化物が入っておりまして、常に口にしているというようなところのデータも加味されているようなところがあって、そこら辺の議論がありますので、その課題の抽出から入っていくという考え方で事務局的には考えておりますので、できればこれでご理解いただきたいと考えております。

健康こども部長：もう1つよろしいでしょうか。市民アンケートを採らせていただいた結果もございます。それで、反対というよりは、市が行う集団でのフッ化物塗布等の虫歯の予防処置というところで、約60%くらいの方が希望という、危険とか安全とかいうところを考えずに書いた方もいらっしゃるかもしれませんが、アンケートの中では、やはりフッ化物の塗布というところに高い数値が出てきております。やはり、「危険」という表現というのは、アンケートの結果

を否定するような形にもなりかねないかなというふうには考えております。

事務局：計画の文面ではこのような形になりますけれども、実際、事務的に、もしPRしていこうという形になった場合を想定しましても、効果だけを前面に出すのではなくて、こういう副反応もありますよ、こういうものもありますよと平等に取り扱っていくということは基本的に考えていますので、そこら辺をご理解いただきたいと思います。

会長：対応のところで、またそういった委員の方からのご指摘も踏まえてやっていくということで、お願いしたいと思います。

E委員：フッ化物のことですけれども、うちは、実はフッ化物洗口で、年中と年長の子どもたちに、毎日ではないのですけれども、1週間に2回ほどフッ化物でうがいをするということをやっている、歯医者さんの中にもすごく勧めている先生とそうではない先生がいらっしゃるので、一応、親に承諾書を取って、やらない方はやらないという形で進めているのです。そんなにまだやってはいないのですけれども、市の歯科健診というのはもう何十年もやっていただいている、毎年、歯医者さんに来ていただいて、子どもたちの歯を診ていただいています。以前と違って、今のお母さんたちはすごく虫歯に対しても理解をされていて、治療を早くして乳歯もきちんと治してということをやってきたので、フッ化物ではないですけれども、市でやっていただいている歯科健診については、本当に何十年もの効果が少しずつ上がっているのかなと思います。お医者さんの中で、フッ化物洗口を続けると虫歯がすごく少なくなるということでやっていたのですけれども、本当に、そんなふうになるとどうしたらいいのかなと。でも、実際に虫歯になる率が少しは下がるのかなと私は思っています。だから、お母さんの中で選ばない方はやらないということで、今、進めてはいます。

会長：ありがとうございました。歯と口腔の関係につきまして、他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、これも3月13日の審議会で決定したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、今日の議題5つ、大変、委員の先生方に貴重なご意見を頂きまして、また、休憩も取らずに本当に申し訳ございませんでした。一応、議題は終了しましたので、どうもありがとうございました。では、事務局のほうでお願いいたします。

事務局：長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。なお、次回開催は3月13日を予定しております。

ので、後ほど文書で通知させていただきます。本日はどうもお疲れ様でした。

(閉会)
以上